

政令第三百八十三号

国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）の施行に伴い、及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十五条の三第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第三条第一項及び第四条」を「第四条第一項及び第五条」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「第十六条」を「第十七条第四項」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条第一項中「国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、法第十六条を「機構は、法第十七条第一項」に、「（法第十六条）を」（同項）に改め、同条第二項中「法第十六条」を「法第十七条第四項」に、「法第十七条第五項」を「同条第五項」に、「（法第十六条）を」（同条第四項）に、「法第十七条第六項」を「同条第六項」に改め、同条第三項中「第十六条」を「第十七条第一

項」に改め、「及び」の下に「同条第四項に規定する」を加え、同条を第三条とする。

第一条中「国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）
第十六条」を「法第十七条第四項」に、「法第十七条第四項」を「同項」に、「第六条」を「第七条」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（法第十五条の三第五項の規定による納付金の納付の手續等）

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第十五条の三第五項の規定による命令を受けたときは、総務大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する情報通信研究開発基金の額のうち機構が当該情報通信研究開発基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として総務大臣が定める額を、同条第五項の規定による納付金として国庫に納付しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定により法第十五条の三第五項の規定による納付金の額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 法第十五条の三第五項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

附則第三条及び第四条を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十二月十九日）から施行する。ただし、附則第三条及び第四条を削る改正規定は、同法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の日から前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令附則第四条第一項の規定の適用については、同項中「第三条（）」とあるのは「第四条（）」と、「第四条」とあるのは「第五条」と、「第三条第一項」とあるのは「第四条第一項」とする。

理由

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴い、情報通信研究開発基金に係る納付金について納付の手続等を定める必要があるからである。